



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

難民／入管体制に関する申し入れ書

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
法務大臣 葉梨 康弘 様
出入国管理庁長官 菊池 浩 様

法務省出入国管理庁は、本年 2022 年の通常国会に向けて、昨年の通常国会で廃案とした改定案を再度提出すると表明していましたが、結局、断念することとなりました。

しかし、岸田首相は、本年 4 月 13 日に、参議院本会議において、ウクライナからの退避者を想定して、法務省で難民に準じて保護する仕組みとして、「準難民」として受け入れる、補完的保護制度の検討を進めていると発言されました。また、同月 19 日には、古川法相はウクライナ避難民受け入れへの対応について収容送還制度との一体的見直しを想定した入管法改正案の再提出について言及しました。

このような政府の方針については、わたしたちは重大な問題点を指摘せずにおれません。そもそも、難民申請者が現地において迫害の標的にされたのでなければ迫害のおそれがないとする、これまでの出入国在留管理庁の難民認定についての前提的な解釈をまず改めるべきではないでしょうか。なぜなら、ウクライナからの避難民が迫害を受けるおそれについて恣意的な解釈がなされ、補完的保護の対象となる要件の成立がきわめて曖昧にされることが憂慮されるからです。

むしろ、政府のそのような方針や、これまでの難民認定の在り方が諸外国と比べあまりにも閉鎖的であることの問題点や、昨年 5 月に廃案となった改定案が含んでいた深刻な問題点こそが抜本的に改善されるべきです。ウクライナからの避難民に藉口して入管法の改定を急ぐようなことをしてはならないと考えます。

補完的保護制度の検討することよりも、現行入管法の規定に基づく人道配慮措置(第61条の2の2第2項等)の実質的な運用を行うならば、避難民の保護は可能なのです。むしろ、昨年の改定案における 3 回目以降の難民申請に対する刑事罰化や、難民申請者に対する送還停止効の一部解除、また仮放免者の施設外での生活を「監理人」の保護という名目の監視の下に置く措置は日本が 1981 年に加入した難民条約に謳われる「ノン・ルフールマンの原則」、すなわち難民を命の危険の及ぶ国や地域に追放してはならない、という規定を遵守することによって撤回すべきです。

日本政府は自らが加盟した国際条約の理念を尊重し、入管法 39 条(収容)、及び 52 条(退去強制令書の執行)に基づく被収容者の無期限収容という政策こそを改め、自由権規約第 9 条 1 項を尊重し、在留資格喪失者にも保障されるべき「身体的自由」を奪う恣意的拘禁問題、全件収容主義、および無期限収容という政策を廃止すべきです。さらに、自由権規約第 9 条 4 項を遵守して、被収容者が請求した仮放免が却下された場合、被収容者がそれに対し不服申し立てをできる、入管体制から独立した第三者的機関の設立が急がねばなりません。

毎年、世界の「人身取引報告書」において日本の技能実習制度の問題を指摘してきた米商務省は一昨年のレポートにおいて、日本の技能実習制度について繰り返し「強制労働 forced labor」という言葉で問題を指摘しています。今年のレポートでは、昨年 3 月 6 日に名古屋入管で命を落としたウィシュマ・サンダマリさんをはじめ、入管問題に取り組む指宿昭一弁護士の働きを大いにたたえながら、日本の技能実習制度を、引き続き人権を侵害する人身取引システムとして批判的に捉えています。

専制国家ではなく、基本的人権の尊重を何よりも重視する日本国憲法に立脚する日本は、現行入管体制と技能実習制度に反人権的な闇を抱え、世界からさらに批判を受けることがないように入管体制と在日外国人の人権問題について抜本的改革に臨まねばならず、外国人労働者が移民として日本社会に定着することのできる、開かれた国家としての道を進んで行けますように、わたしは心から要望する次第であります。

2022 年 10 月 13 日

日本キリスト教協議会
総幹事 金性済